第３期大阪府食の安全安心推進計画の変更箇所（案）について

H31.3.14 第22回大阪府食の安全安心推進協議会資料

資料４

１　取組内容に係る修正

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第3章　食の安全安心の確保に関する施策　２　基本施策と取組ポイント施策の柱１　生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保　２　食品等の試験検査　府の取組ポイント　⑨貝毒の監視　 |
| **変更前** | **変更後** |
| P.28 | 大阪湾及び淀川における二枚貝を毒化させるおそれのあるプランクトンの発生状況を監視し、規定値を超えるプランクトンの発生を認めた場合には、アサリ等二枚貝の貝毒検査を実施します。 | 大阪湾及び淀川における二枚貝を毒化させるおそれのあるプランクトンの発生状況を監視し、規定値を超えるプランクトンの発生を認めた場合には、（削除）二枚貝の貝毒検査を実施します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第3章　食の安全安心の確保に関する施策　２　基本施策と取組ポイント施策の柱2　健康被害の未然防止や拡大防止　2　自主回収報告制度 |
| **変更前** | **変更後** |
| P.39 | 食品関連事業者は自らが食品等の不備を把握し自主的に回収するなど、健康被害の拡大防止に努める必要があります。自主回収の円滑化を図るため、府は府内の食品関連事業者から自主回収に係る報告を受け、公表することで、回収情報を迅速かつ的確に府民に伝えます。 | 食品関連事業者は自らが食品等の不備を把握し自主的に回収するなど、健康被害の拡大防止に努める必要があります。自主回収の円滑化を図るため、府は府内の食品関連事業者から自主回収に係る報告を受け、公表することで、回収情報を迅速かつ的確に府民に伝えます。自主回収報告制度は、大阪府食の安全安心推進条例に基づく制度ですが、2018年に食品衛生法と食品表示法の一部が改正され、施行後、自主回収に係る報告は法に基づく制度になります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第3章　食の安全安心の確保に関する施策　施策の柱4　事業者の自主的な取組の促進1　生産段階における支援　府関連施設（（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所）の取組ポイント |
| **変更前** | **変更後** |
| P.50 | ◎　農林水産業、畜産業、農産加工等に係る技術相談等の対応技術相談や指導、共同研究、依頼検査の実施等、環境農林水産分野における技術開発や支援を行います。 | ◎　農林水産業、畜産業、食品産業等に係る技術相談等の対応技術相談や指導、共同・受託研究、依頼検査の実施等、環境農林水産分野における技術開発や支援を行います。 |
| ◎　食品関連実験室の活用環境農林水産総合研究所内の実験室を活用し、農や食に関わる府民、団体、事業者等を広く支援します。 | ◎　食品関連実験室の活用環境農林水産総合研究所内の施設、機器を活用し、農や食に関わる府民、団体、事業者等を広く支援します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第3章　食の安全安心の確保に関する施策　２　基本施策と取組ポイント　施策の柱4　事業者の自主的な取組の促進　2　国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進　㊼HACCPの導入支援 |
| **変更前** | **変更後** |
| P.51 | 　HACCPの普及を図るため、全ての食品等事業者で導入、運用できるよう助言や指導を行います。また、民間とも連携しながら、セミナーの開催やHACCP導入済施設の導入事例の紹介、ホームページやメールマガジン等での情報発信を行います。 | 2018年に食品衛生法の一部が改正され、施行後に全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられます。HACCPの普及を図るため、全ての（削除）事業者で導入、運用できるよう助言や指導を行います。また、民間とも連携しながら、セミナーの開催やHACCP導入済施設の導入事例の紹介、ホームページやメールマガジン等での情報発信を行います。 |

2　組織の変更に係る修正

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第4章　各施策の取組体制　２　国や地方自治体との連携　ウ　府域自治体との連携 |
| **変更前** | **変更後** |
| P.57 | 府は、府域の保健所設置市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市）との間で設置した・・・ | 府は、府域の保健所設置市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）との間で設置した・・・ |
| 　　大阪市　　堺市豊中市　高槻市　枚方市　八尾市　東大阪市 | 　　大阪市　　堺市豊中市　高槻市　枚方市八尾市　寝屋川市　東大阪市 |

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第4章　各施策の取組体制　２　国や地方自治体との連携　食品表示関係　大阪食品表示監視協議会 |
| **変更前** | **変更後** |
| P.58 | 大阪市（生活衛生課・消費者センター）、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市 | 大阪市（生活衛生課・消費者センター）、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市 |

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第4章　各施策の取組体制　２　国や地方自治体との連携　健康食品関係 |
| **変更前** | **変更後** |
| P.58 | 業者所在地が大阪市・堺市・豊中市・高槻市・枚方市・八尾市・東大阪市の場合は所管保健所に資料を送付 | 業者所在地が大阪市・堺市・豊中市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市の場合は所管保健所に資料を送付 |

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第5章　資料等　１　大阪府食の安全安心推進条例 |
| **変更前** | **変更後** |
| P.66 | 第二十三条　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 | 第二十三条　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **該当****ページ** | 第5章　資料等　４　食の安全安心に関するお問い合わせ先 |
| **変更前** | **変更後** |
| P.72 | ○大阪府保健所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 電話 | FAX | 所管区域 |
| 茨木保健所 | 072-624-4668 | 072-623-6856 | 茨木市、摂津市、島本町 |
| 寝屋川保健所 | 072-829-7771 | 072-838-1152 | 寝屋川市 |
| 守口保健所 | 06-6993-3131 | 06-6993-3136 | 守口市、門真市 |

≪保健所設置市保健所≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 電話FAX | HP |
| 八尾市保健所 | 072-994-0661072-922-4965 | <http://www.city.yao.osaka.jp/>soshiki\_list.html |
| 東大阪市保健所 | 072-960-3800072-960-3806 | <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>0000006095.html |

 | ○大阪府保健所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 電話 | FAX | 所管区域 |
| 茨木保健所 | 072-624-4668 | 072-623-6856 | 茨木市、摂津市、島本町 |
| 守口保健所 | 06-6993-3131 | 06-6993-3136 | 守口市、門真市 |

≪保健所設置市保健所≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 電話FAX | HP |
| 八尾市保健所 | 072-994-0661072-922-4965 | <http://www.city.yao.osaka.jp/>soshiki\_list.html |
| 寝屋川市保健所 | 072-829-7721072-838-1152 | <https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>organization\_list/index.html |
| 東大阪市保健所 | 072-960-3800072-960-3806 | <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>0000006095.html |

 |